



1 (一財)日本ADR協会主催「(東京)実務研修・実務情報交換会」の概要

本誌第 40 号でお知らせした(一財)日本ADR協会主催「(東京)実務研修・実務情報交換会」が去る 2 月 21 日に開催されました。その概要は、以下のとおりです。

講演

法務省大臣官房司法法制部の参事官から、「ADR 法運用の現状と今後の課題」と題して、認証ADR 事業者の活動状況や法務省の取組、今後の課題など、最新の状況についてお話させていただきました。

法務省が紛争解決事業者の方々に対して直接お話をする機会は多くはありませんので、法務省の取組をよく理解していただく貴重な機会となりました。

実務研修

外部講師を招き、「ADR 機関としてのアウトリーチのあり方に関するワークショップ～ADR を活用できる人を増やすために、何ができるだろうか?」というテーマで、広報戦略の一つとして、アウトリーチ活動についての研修が行われました。

まず、講師から、『情報は、「伝える」ものではなく、①受け手側が興味を持っているから、②信頼できる人から聞くから、③自分で大切に気付くから「伝わる」ものだ』という説明がありました。そして、伝えたい情報のことを理解し、協力してくれる者を見つけて働きかけることにより、その者を介した情報伝達ルートを作っていくというのが、アウトリーチ活動であるとのことでした。

講師の説明の後には、グループディスカッションの時間が設けられ、紛争の当事者と紛争解決事業者をつなぐ情報伝達ルートなどについて、活発な意見交換が行われました。

実務情報交換会

日本ADR協会の近年の活動の中から、「ADR 機関検索システム」及び相談機関との連携について、重点的に説明がありました。

「ADR 機関検索システム」とは、日本ADR協会のホームページ上に設けられており、取り扱う紛争の範囲等によるカテゴリーやフリーワードにより紛争解決事業者を検索することができるシステムであるとのことでした。また、このシステムは、日本

ADR 協会の会員以外でも登録をすることができ、登録した紛争解決事業者は、随時、情報を更新することができるようになっていたとのことでした。

次に、紛争解決事業者と相談機関との連携について、日本ADR協会では、特定地域の紛争解決事業者と消費生活センターなどが面談して交流する機会を設けているとのことでした。実際に面談をしたことで、紛争解決事業者についての理解が深まり、結果、消費生活センターを経由して、ADR の利用申請につながった実績があるとの説明がありました。

(実務研修・実務情報交換会の様子)



最後に、実務研修・実務情報交換会には、多くの事業者の皆様方が参加され、それぞれ見識を深めたり、情報・意見交換等の有益な機会にもなります。法務省としても企画等に協力していきますので、事情の許す限り参加されることをお勧めいたします。

2 新たな認証事業者のお知らせ

次の事業者が、ADR 法第 5 条による法務大臣の認証を受けました。

これにより、現在活動中の認証事業者数は、148 となりました。

- 企業再建・承継コンサルタント協同組合
(認証番号 150 : 平成 29 年 2 月 1 日認証)
- 一般社団法人日本不動産仲裁機構
(認証番号 151 : 平成 29 年 3 月 15 日認証)

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部
審査監督課 紛争解決業務認証係
☎ : 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378
E-Mail: adr-c@i.moj.go.jp